

河内長野市民まつり模擬店・展示啓発の出店・展に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、河内長野市民まつり（以下「市民まつり」という）に模擬店・展示啓発に出店・展する団体が、「河内長野市民まつり実行委員会規約」第3条各号に掲げる目的を理解し、その趣旨の実現にむけ協力し、市民まつりの運営が、円滑かつ確実に実施されるためのものであることを目的とする。

(出店・展条件)

第2条 市民まつりに出店・展することができる団体は、市民まつりの目的・主旨に賛同し、後に掲げる禁止事項を遵守し、市民の自発性・自主性に基づいた公益性のある、営利を目的としない団体で「河内長野市民まつり実行委員会」（以下実行委員会）が出店・展を認める団体とする。

(出店・展団体の遵守事項)

第3条 市民まつりに出店・展する団体は、次に挙げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売する品目・方法、並びに展示する内容・方法について、実行委員会に申請し、出店・展の許可（実行委員会が許可証を発行する）を受けること。
- (2) 実行委員会が発行した許可証を販売テントの右上に掲げること。
- (3) 前号の許可に付された条件を遵守すること。
- (4) 販売するすべて品目に価格を表示すること。
- (5) 食料品を扱う出店・展者は、衛生面に十分気を付けるとともに、食品の安全に関する講習会の受講者を常駐させること。
- (6) 販売品目、その他について購入者とトラブルが発生した場合は、出店・展者において責任を持って解決にあたること。
また、出店・展者で、問題が生じた場合は、お互いを尊重・理解し誠意を持って解決に努めること。（実行委員会は関知しない）
- (7) 実行委員会が別に定める規定のテントを自ら準備するか、実行委員会が用意するテントをレンタルすること。
- (8) 自らテントを準備する団体は、市民まつり前日に実行委員会が指定する時間及び場所にテントを設置すること。
- (9) 開始・終了時間、搬送時間・経路、駐車条件等実行委員会が定める決まり及び指示に従うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の指示に従うこと。

(禁止事項)

第4条 次に掲げる行為は、禁止する。

- (1) 危険物及び法令に違反するもの並びに未成年者に対して有害と思われるものを販売すること。
- (2) 指定された場所以外で販売、勧誘及び宣伝等を行うこと。
- (3) 政治的、宗教的に関連するものを展示又は販売すること。
- (4) 前条第1号の許可を受けた内容と異なった物を販売又は展示すること。
- (5) 電気、ガス等を自ら準備すること。
- (6) 販売・展示ブース内で喫煙すること。
- (7) 会場内で飲酒すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、実行委員会が定める事項及び指示に違反する行為を行うこと。

(参加料等)

第5条 市民まつりに出店・展する団体は、別に定める参加料を実行委員会に支払わなければならない。

- 2 電気、ガス、水道及びレンタルテントなど、実行委員会が用意したものを使用する場合は、別に定める使用料を指定された期日までに実行委員会に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定により納付された参加料及び使用料は、雨天等により市民まつりが中止された場合であっても返金を行わない。ただし、実行委員会が特に返金が必要と認める場合にあっては、この限りでない。

(説明会及び講習会)

第6条 実行委員会から指示された市民まつりに出店・展する団体は、実行委員会が主催又は指定する説明会及び講習会に参加しなければならない。

(虚偽申告が判明した場合の出店・展許可の取り消し等)

第7条 実行委員会は、営利を目的とする団体であるにもかかわらず、それを秘し、あるいはことさら虚偽の申告をして、出店・展の許可を受けたことが判明した場合は、予告なく許可を取消し、または出店・展の中止を命じることが出来る。この場合は、直ちに実行委員会に許可証を返還する。

- 2 許可の取消し、または出店・展の中止に伴う損害について、実行委員会はその責めを負わない。
- 3 出店・展の中止の指示に従わない場合は、実行委員会は、電気の供給停止、ガスの閉栓、許可取り消しの掲示など、必要な措置を講じることができる。

(出店資格の停止)

第8条 実行委員会は、前条第1項の指示に従わない団体に対して次回以降の市民まつりへの出店・展を認めないことができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則 (平成17年3月4日)

この規則は、平成17年3月4日から施行する。

附 則 (平成17年4月8日)

この規則は、平成17年4月8日から施行する。

附 則 (平成24年11月27日)

この規則は、平成24年11月27日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日)

この規則は、平成24年12月26日から施行する

附 則 (平成30年12月18日)

この規則は、平成30年12月18日から施行する

【参考】河内長野市民まつり実行委員会規約 第3条抜粋

(目的)

第3条

- (1) 人と人とのふれあいを大切にする。
- (2) 市民が楽しむ市民参加のまつりとする。
- (3) 郷土を愛し大切にする心を養う。
- (4) 必要な啓発活動を行う。